

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

|                |  |                                     |
|----------------|--|-------------------------------------|
| 許認可等の内容        |  | 療養介護医療費の支給の決定                       |
| 根拠法令等及び条項      |  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条第1項 |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項   | 未設定                                 |
|                | 設定等年月日   | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更          |
|                | 標準処理期間   | 30日                                 |
| 審査<br>基準       | 根拠条項   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条第1項 |
|                | 参考事項   |                                     |
|                | 設定等年月日   | 平成26年 4月 1日設定<br>平成 年 月 日最終変更       |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋<br/>（療養介護医療費の支給）</p> <p>第70条 市町村は、介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p> |                                     |